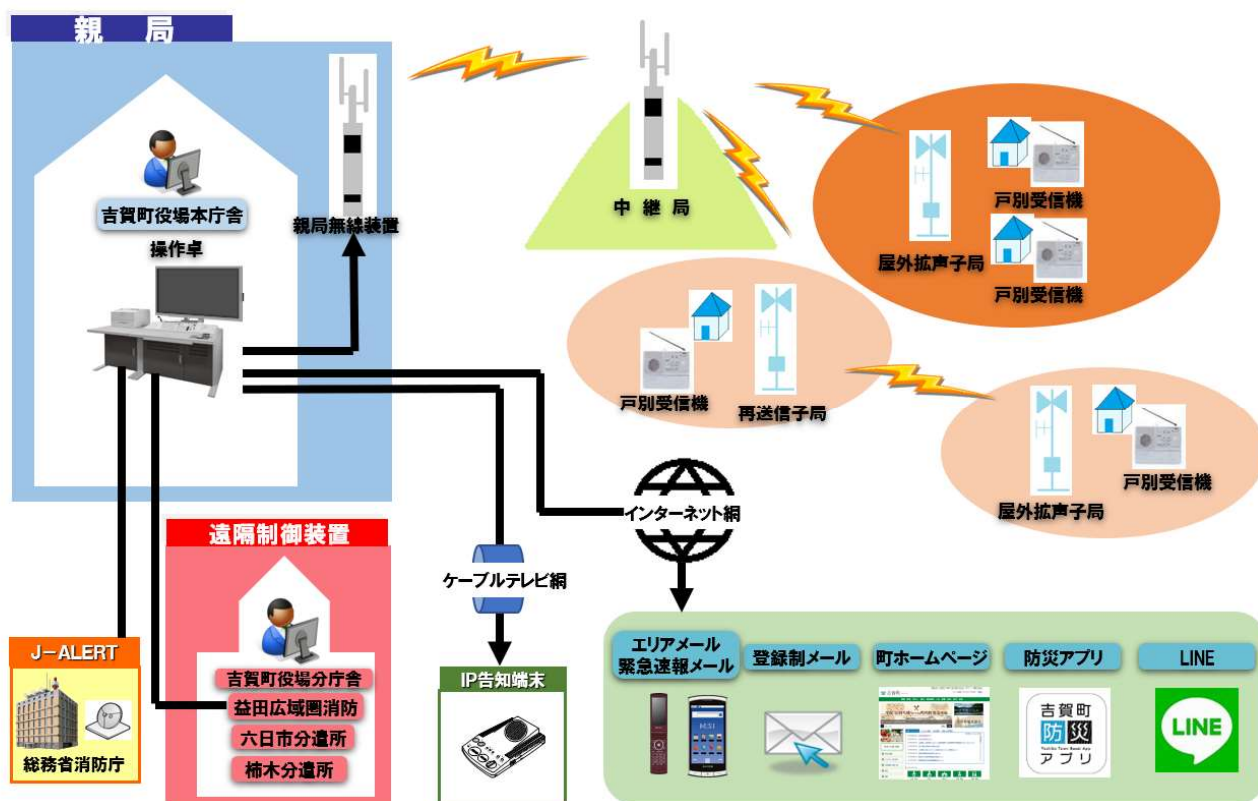


吉賀町防災行政無線設備整備工事

整備概要

防災行政無線設備は、主として、親局、屋外拡声子局、戸別受信機で構成されており、本整備では、これらの機器を更新します。整備後のシステムでは、複数の情報配信機器に対する一元的な情報配信が可能な仕組みを構築し、多様な情報伝達手段を確保します。

防災行政無線設備 全体概要図



請負業者

住 所 島根県松江市東朝日町102
名 称 西日本電信電話株式会社 島根支店
代表者氏名 島根支店長 長江 恵

設備概要（情報伝達手段について）

防災行政無線設備

○戸別受信機

防災行政無線の放送メッセージを屋内で聴くための機器
※戸別受信機の設置については裏面をご確認ください。



戸別受信機



屋外拡声子局

○屋外拡声子局 25箇所

屋外に向けてスピーカーから拡声放送（定時、臨時放送等）と親局と通話する機器

その他の情報伝達手段

○自動電話応答装置

防災行政無線の放送メッセージを自動的に録音し、住民からの電話着信に対して自動応答してメッセージをお伝えします。



○IP告知端末（CATV）

防災行政無線の放送メッセージをIP告知端末でも聴くことができます。

※戸別受信機とIP告知端末は同時に流れますので、設置場所が近いなどの理由で聞き取りにくい場合がありますので、ご注意ください。



○登録制メール

予め登録された方に対して、防災行政無線の放送メッセージをメール（文字）で配信します。



○吉賀町防災アプリ（公式）

公式アプリから防災行政無線の放送メッセージを文字や音声で確認できます。

※公式アプリはインストールする必要があります。

※英語・韓国語・中国語に対応しております。



○島根県吉賀町LINE公式アカウント

島根県吉賀町LINE公式アカウントを友達追加することで、防災行政無線の放送メッセージを受け取ることができます。

※LINEアプリのインストールと友達追加が事前に必要となります。



利用方法や利用開始については、広報よしか等でお知らせいたします。

一般世帯用

戸別受信機の設置について

家の中で、防災行政無線の放送を聴くには戸別受信機の設置が必要となります。

一般世帯で設置する場合の取扱い（吉賀町防災行政無線戸別受信機条例による。）は、以下のようになります。（町営住宅、事業所や店舗等に設置する場合を除く。）

| 区 分 | 基本的な取扱い | 摘 要 |
|------------|--|---|
| 設置できる世帯 | 吉賀町の住民基本台帳に登録されている方の世帯 | ※住民基本台帳に登録されていない方は、別途ご相談ください。 |
| 設置形態 | 町から1世帯（住民基本台帳での世帯主）当たり1台を貸与します。 | ※増設する場合は、加入負担金と設置工事費を実費負担していただきます。 |
| 加入申込み | 申込書を役場に提出 | ※役場 総務課 |
| 加入負担金 | 1世帯（1台） 10,000円（加入時のみ） | ※更新の場合は必要ありません。 ※新設及び増設する場合に必要となります。 |
| 加入負担金の納入方法 | 町が発行する納付書により、納付していただきます。 | ※納付場所は、役場出納室または、町内の金融機関（郵便局を除く） |
| 設置費用 | 標準的な工事費分は、町が全額負担します。 | ※増設やその他特殊な工事を要望される場合は別途実費負担していただきます。 |
| 受信機の設置 | 地区担当業者から申し込みいただいた方に個別に連絡させていただきます。 | |
| 受信機の維持費 | 戸別受信機の電気代、乾電池代等の経費は、加入者負担となります。 | |
| 受信機の修理 | 原則、町が負担します。ただし、故意等によるものは加入者の負担となります | |
| その他留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別受信機の設置場所は、中継局等から発信する電波を受信することから、加入者の希望どおりにならない場合があります。 ・ 戸別受信機の電源は、AC100Vとなります。戸別受信機の電源ケーブルは約3mですので、この範囲内に電源（コンセント又は延長コード）を準備してください。 ・ 戸別受信機の受信状況が低い地区は、外部アンテナを設置することとなります。この場合、アンテナコードを建物に貫通させ戸別受信機に接続します。ご協力をお願いします。 ・ 貸与された戸別受信機については、その権利を譲渡、転貸及び担保にはできません。 ・ 町営住宅は、町で取り付けますので、申込書を提出する必要はありません。 ・ 借家に設置を希望される方は、事前に貸主の方へ設置の確認をしてください。 ・ 更新の場合は加入負担金は必要ありません。ただし、現在使用している戸別受信機の返却が必要となります。 | |

戸別受信機の設置までの流れ

①戸別受信機設置申込書を提出

→同封の戸別受信機設置申込書を 7月25日までに提出してください。

提出がない場合は戸別受信機の設置を行うことはできません。

②加入負担金の納付（新設及び増設のみ）

→申込書を提出された方に納付書を送付いたします。

※更新の場合は、加入負担金はすでに頂いておりますので、納付の必要ありません。ただし、更新作業の際に、現在使用している戸別受信機を作業員に返却してください。返却ができない場合は作業が実施できないことと、加入負担金を再度お支払いしていただく必要がございます。

③地区担当者から日程調整

→申込書の提出及び納付の確認ができた方で、作業予定日の1~2週間前を目安に戸別受信機設置対応窓口担当から申込書に記載のある連絡先に日程調整の連絡をいたします。

④設置作業

→日程調整後に地区担当業者が戸別受信機の設置作業を実施します。

作業時間は概ね1時間程度かかります。（受信状況によって作業時間は変動します。）

※更新の場合は必ず、現在使用している戸別受信機を返却してください。



⑤設置完了

→設置作業完了後に地区担当者へ設置完了確認書の提出をお願いします。

※電気代、乾電池代等の経費は、加入者負担となります。



スケジュールと地区担当業者

| 地区名 | 作業期間 | 地区担当業者 |
|-----------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 蔵木地区 (河津・金山谷・田野原・樋口・蔵木・九郎原) | 9月27日～ 2月28日 | |
| 六日市地区 (有飯・立河内・幸地・六日市・沢田・広石・立戸) | 8月18日～ 2月28日 | ・ふれあいショップのうみ ・田淵電器 |
| 朝倉地区 (注連川・朝倉・蓼野) | 8月18日～ 2月28日 | ・エディオオン吉賀店 ・六日市商事有限会社 |
| 七日市地区 (七日市・抜月・高尻・真田) | 8月18日～ 2月28日 | ・松前電気商会 ・三保電気 |
| 柿木地区 (木部谷・大野原・柿木・福川・椈谷・白谷・下須) | 9月27日～ 2月28日 | |

問い合わせ先

吉賀町防災行政無線整備工事に関すること
〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750
吉賀町役場 総務課 担当 桑原 健児
連絡先 TEL0856-77-1111

戸別受信機設置作業（日程調整など）に関すること
西日本電信電話株式会社
吉賀町現場事務所 戸別受信機設置対応窓口担当
連絡先 TEL 0856-73-7377